

『こども家庭センター』設置及び子どもとその家庭への包括的支援に
関する検討業務委託に係る提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価基準について

提案書の内容及びヒアリングの内容を合わせて評価し、評価点を与えます。評価委員1人あたりの評価点の満点は370点とします。

3 評価点の最も高い者が2者以上あるときの対応

評価基準の評価項目のうち、以下の項目順で点数比較を行います。なお、上位者が決まった段階で、それ以下の項目での比較は行いません。

(1) 提案内容

(2) 本業務の実施体制 なお、(1)の条件においても同点の場合は、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

4 評価委員会を欠席した評価委員の評価点の取扱い 評価委員が評価委員会を欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

5 評価方法

(1) 評価項目、評価の着目点及び配点の詳細については、【表】プロポーザル評価表のとおりです。

(2) 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行います。

評点は各A=5点、B=3点、C=0点とし、各項目の比率を乗じた点数とします。

例えば、比率2の項目の場合、評点は次のとおりとなります。

評価がAであれば評価点は $5点 \times 2 = 10点$

評価がBであれば評価点は $3点 \times 2 = 6点$

評価がCであれば評価点は $0点 \times 2 = 0点$

(3) 全ての評価項目を絶対評価により採点します。

(4) 評価委員の持ち点の合計の60%を基準点とし、1人でも基準点に満たなかった場合は不適格とします。

(5) 「プロポーザル評価表」における項目3、4のうち一つでも、Cを付けた委員が過半数を超えたものがある場合も不適格とします。

【表】プロポーザル評価表

No.	項目	評価の着眼点	評価			採点	
			A (5点)	B (3点)	C (0点)	比率	配点
1	会社の業務実績	国での児童福祉又は母子保健分野における調査研究業務の実績（平成28年度以降）	実績が3件以上	ACに該当しない	実績が1件以下	×5	25点
		下記のいずれかでの児童福祉又は母子保健分野における調査研究業務の実績（平成28年度以降） ・本市 ・基礎自治体（中核市以上の人口規模） ・都道府県	実績が3件以上	ACに該当しない	実績が1件以下	×5	25点
2	本業務の実施体制	【管理者における】 国での児童福祉又は母子保健分野における調査研究業務の実績（平成28年度以降）	実績が3件以上	ACに該当しない	実績が1件以下	×2	10点
		【管理者における】 下記のいずれかでの児童福祉又は母子保健分野における調査研究業務の実績（平成28年度以降） ・本市 ・基礎自治体（中核市以上の人口規模） ・都道府県	実績が3件以上	ACに該当しない	実績が1件以下	×2	10点
		【担当者における】 下記のいずれかでの児童福祉又は母子保健分野における調査研究業務の実績（平成28年度以降） ・本市 ・基礎自治体（中核市以上の人口規模） ・都道府県 ・国 ※担当者が複数いる場合、それぞれの担当者の実績を足し上げることとする	実績が6件以上	ACに該当しない	実績が2件以下	×4	20点
		人員体制や資料作成能力の業務遂行能力があるか	優れている	妥当である	劣っている	×4	20点
		本業務に対する姿勢が適切で、意欲が感じられるか	優れている	妥当である	劣っている	×4	20点
3	業務の理解度について	令和4年6月に施行された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和6年4月施行）に対して十分に認識しているか	優れている	十分である	劣っている	×3	15点
		国が示す「サポートプラン」に対する認識について	優れている	十分である	劣っている	×3	15点
		本市における「子ども家庭総合支援拠点」及び「子育て世代包括支援センター」に対して十分に認識しているか	優れている	十分である	劣っている	×3	15点
4	業務の実施方針	支援を要する子どもとその家庭への支援に関する市町村の現状、課題について十分に理解しているか。	優れている	十分である	劣っている	×6	30点
		市町村と地域子育て支援機関などの子育て支援の資源との連携に関する現状、課題について十分に理解しているか	優れている	十分である	劣っている	×6	30点
		「子ども家庭センター」における相談支援において、デジタル化を進めることによる効果と課題について十分に理解しているか	優れている	十分である	劣っている	×6	30点
		本市における「子ども家庭センター」の設置及び子どもとその家庭への包括的支援に関する検討の方向性の提案について、国及び市町村の現状を踏まえた提案となっているか	優れている	十分である	劣っている	×6	30点
		本市における「子ども家庭センター」の設置及び子どもとその家庭への包括的支援に関する検討の方向性の提案について、本市が業務説明で示した論点を反映したものとなっているか	優れている	十分である	劣っている	×6	30点
		具体的な実施計画及び実現的なスケジュールとなっているか。また、本市が業務説明で示した業務を反映したものとなっているか	優れている	十分である	劣っている	×6	30点
5	企業の取組に関すること	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定		策定し、労働局に届出している（従業員101人未満の場合のみ加算）	策定していない、又は策定しているが従業員101人以上	×1	3点
		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定		策定し、労働局に届出している（従業員301人未満の場合のみ加算）	策定していない、又は策定しているが従業員301人以上	×1	3点
		次世代育成支援対策推進法に基づく認定の取得、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、若者雇用促進法に基づく認定の取得		取得している、または認定されている	取得していない、又は認定されていない	×1	3点
		よこはまグッドバランス賞の認定の取得		認定されている	認定されていない	×1	3点
		障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%の達成		達成している（従業員45.5人以上）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員45.5人未満）	達成していない（従業員45.5人以上）、又は障害者を1人以上雇用していない（従業員45.5人未満）	×1	3点